

ルネサスグループのみなさまへ

団体疾病・傷害保険

団体総合生活補償保険

病気・ケガ・災害時、万一のリスクに自ら備えることで、安心して働けるように、福利厚生制度の一環として、会社が提供しているルネサスグループ従業員専用の保険です。

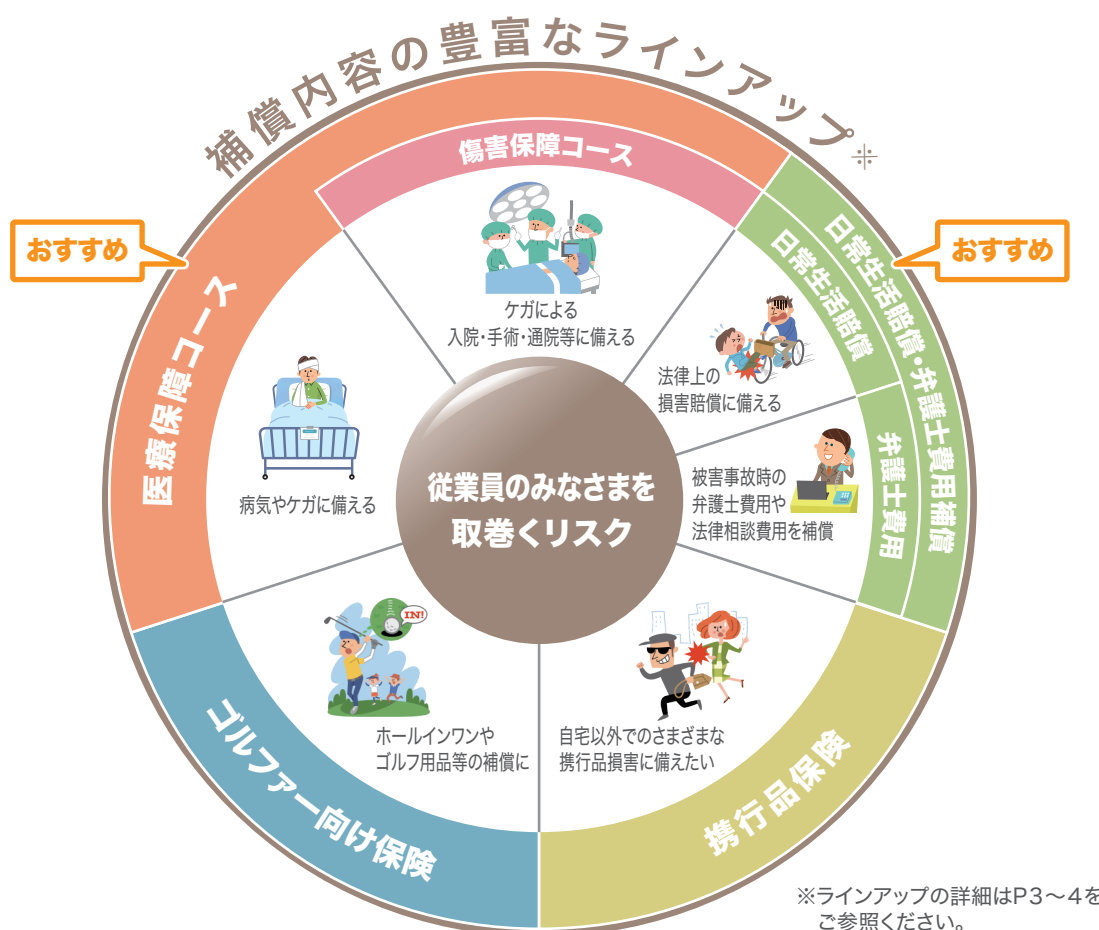
ルネサスグループならではの割安な保険料！

疾病保障部分

37%割引

傷害保障部分

43.3%割引



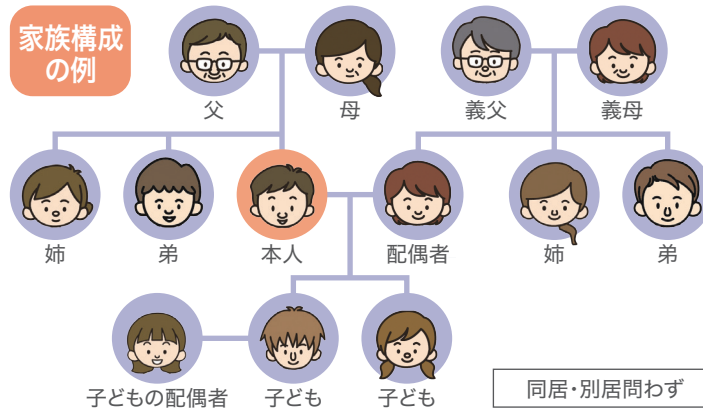
団体疾病・傷害保険にご加入の皆さまへ

2024年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、団体総合生活補償保険および団体携行品保険の保険料改定を行っています。更新に際し、改定後の保険料にてご案内しますのでP5～10をご確認ください。



団体疾病・傷害保険のメリット

1 従業員ご本人さまだけでなくご家族も加入できます



2 所定の条件で退職後も継続加入が可能です!!

退職後も、満79才まで継続できます。詳しくはP15「ご退職後のお取扱い」をご参照ください。

3 ご加入には健康診断書の提出や医師の診査は不要です



健康状況に関する簡単な告知だけでOK!

(告知の内容によっては、新規のご加入・保険金額の増額ができない場合があります。)



WEBによる保険金請求手続きのご案内

スマートフォン等から簡単にWEB上で保険金請求連絡と手続きができるシステムです。
万一の際には、「保険金請求WEB」をご利用ください。

保 険 金 請 求 W E B の メ リ ッ ト

速い!

1. WEB上で保険金請求連絡および手続き書類のダウンロードができます。
2. ケガでの保険金請求手続きは、所定の条件を満たせばWEB上で完結できます。



便利・かんたん!

スマートフォン等で右記コードより「保険金請求WEB」へ遷移しガイドに従い入力するだけなので手続きは簡単です。



スマートフォン等をご利用の方はこちら



<ご注意> 所得・本人介護補償、日常生活賠償・弁護士費用補償、ゴルファー向け保険は対象外になります。
三井住友海上事故受付センター【0120-258-189(無料)】にご連絡をお願いします。



保険を見直す3つのチェックポイント

1

自分自身や家族にとってのリスクを 考えてみましょう

保険を選ぶときは、自分自身や家族にとって「何がリスクであるのか」をチェックしてみましょう。

社会人になったので、
自分で自分のケガや
病気に備えたい



突然の事故で自分が亡く
なったら、残された家族の
生活はどうなるのか？



自転車事故を
起こし、相手に
重傷を負わせたなら？



自分が働けなくなったら、
生活費や住宅ローンは
どうなる？

2

現在ご加入されている保険の補償内容を 確認しましょう

リスクが把握できたら、そのリスクをカバーする保険の内容について、パンフレットでしっかり確認することが大切です。
必要な補償が備わったプランになっているか見直してみよう。



3

自分にぴったりのプランを選びましょう

補償の内容を把握したら、自分に必要なプランを選んでいきます。本当にこの補償で十分なのか、オプションは足りているのかなど、加入するにはじっくり検討して、**自分と家族に合ったプラン**を選びましょう。



ご不明点等ありましたらお気軽に代理店にご相談ください。

(お問い合わせ先はパンフレットP39をご確認ください。)



INDEX

商品ラインアップ	P3
保障内容と保険料 団体疾病・傷害保険	P5
医療保障コース (病気・ケガの補償)	P5
傷害保障コース(ケガの補償) 所得・本人介護補償(オプション特約)	P7
交通傷害保障コース (交通事故によるケガの補償)	P8
日常生活賠償・弁護士費用補償 がん・三大疾病(オプション特約)	P9
ゴルファー向け保険 携行品保険	P10
団体疾病・傷害保険加入申込票 兼健康状況告知書への ご記入案内・ご記入例・注意点	P11
ご加入にあたっての注意事項 団体疾病・傷害保険のご加入内容 確認事項	P15
保険金をお支払いする場合・ 保険金をお支払いしない主な場合	P18
個人情報の取扱いについて 保険金をお支払いする場合に 該当したとき	P33
重要事項のご説明	P35
お問い合わせ先	P39

P16に引受ガイドラインを記載していますのでご確認ください。

保険期間

2024年1月1日午後4時から2025年1月1日午後4時まで1年間

保険料のお支払方法

月払(給与から引取り)

団体疾病・傷害保険ラインアップ

区分				ケガ・病気の時				
				死亡・後遺障害	入院	通院	手術	疾病放射線治療
団体総合生活補償保険	医療保障コース (病気・ケガの補償)	基本補償	1A					
			1B		(1Aのみ)			
		オプション	成人病	2A 2B		(成人病のみ)	(成人病のみ)	(成人病のみ)
			先進医療	2C		(成人病のみ) (2Aのみ)	(成人病のみ)	(成人病のみ)
			がん診断	3Y				
	三大疾病診断	3Z						
	傷害保障コース (ケガの補償)	基本補償	1D	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	
	交通傷害保障コース (交通事故によるケガの補償)	基本補償	1E	● (交通事故によるケガのみ)	● (交通事故によるケガのみ)	● (交通事故によるケガのみ)	● (交通事故によるケガのみ)	
	医療保障コース・ 傷害保障コース オプション	ケガ死亡・後遺障害	3A	● (ケガのみ)				
		所得補償	3C					
本人介護		3D						
日常生活賠償		3B						
ゴルファー向け保険			1J					
			1K					
			1L					
			2J	● (ゴルフ中のみ) (1J・1K・1L除く)	● (ゴルフ中のみ) (1J・1K・1L除く)	● (ゴルフ中のみ) (1J・1K・1L除く)	● (ゴルフ中のみ) (1J・1K・1L除く)	
			2K					
			2L					
動産総合保険	携行品保険	M						

はじめての方のおすすめプラン

いざというときに十分な補償が受けられるよう、何がリスクであるかを考えましょう。



医療保障コース・1A (P5)

ケガや病気での入通院を手厚く補償!!
※病気による通院は退院後のみ補償



医療保障コース・2C (P5)

高度な先進医療の技術料に加え、交通費・宿泊費も補償!!



支払事例

がんと診断され30日の入院の間に手術をした後先進医療を受けたケース

(1A(10口)と2C加入の場合)

- ・疾病入院保険金 1,000円×10口×30日 = 300,000円
- ・疾病手術保険金 1,000円×10口×20 = 200,000円
- ・先進医療費用保険金(実費) = 1,000万円限度

合計 **500,000円** + 先進医療費用

医療保障コース(病気・ケガの補償)



補償項目		医療保障コース★	
		基本補償	
		1A※1	1B※1
入院	病気	1,000円 (疾病入院保険金日額)	
	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)	
手術	病気	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 疾病放射線治療 20倍 (それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)	
	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)	
通院	病気 退院後の通院に 限ります	500円 (疾病通院保険金日額)	—
	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)	—
先進医療費用保険金額		—	—
口数の制限		1A/1Bと通算して1~20口の範囲内で加入 (被保険者が15才未満の場合は1~15口の範囲内で加入)	

医療保障コースにご加入の方向けオプション		
成人病★		先進医療★※3
2A※2	2B※2	2C※1
1,000円 (成人病のみ) (疾病入院保険金日額)		—
—	—	—
入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 疾病放射線治療 20倍 (成人病のみ) (それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)	—	—
—	—	—
500円 (成人病のみ) (疾病通院保険金日額)	—	—
—	—	—
—	—	1,000万円
2A/2Bと通算して1~20口の範囲内で加入 (被保険者が15才未満の場合は1~15口の範囲内で加入)		1口

※1 1A、1B、2Cのケガには、「天災危険補償特約」がセットされています。

※2 2A、2Bには、「成人病のみ補償特約」がセットされています。

※3 先進医療は国内のみの補償となります。

■ 1口あたり月払保険料

年 令	医療保障コース★	
	基本補償	
	1A	1B
0~4才	280円	170円
5~9才	250円	140円
10~14才	220円	110円
15~19才	220円	110円
20~24才	240円	130円
25~29才	270円	160円
30~34才	300円	190円
35~39才	300円	190円
40~44才	310円	200円
45~49才	340円	230円
50~54才	410円	290円
55~59才	510円	380円
60~64才	660円	520円
65~69才	930円	770円
70~74才 (継続加入のみ)	1,310円	1,100円
75~79才 (継続加入のみ)	2,010円	1,740円

医療保障コースにご加入の方向けオプション		
成人病★		先進医療★
2A	2B	2C
20円	10円	一律 50円
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
30円	20円	
30円	20円	
40円	30円	
60円	50円	
100円	90円	
150円	140円	
240円	220円	
370円	340円	
550円	500円	
950円	860円	

※上記のご年令は2024年1月1日現在の満年令となります。

★印のコース・オプションに新規加入、増額の場合は告知が必要です。

詳細はP13「5. 健康に関する告知が必要な方」を参照ください。

<団体割引等>

・病気部分:37% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)

・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。



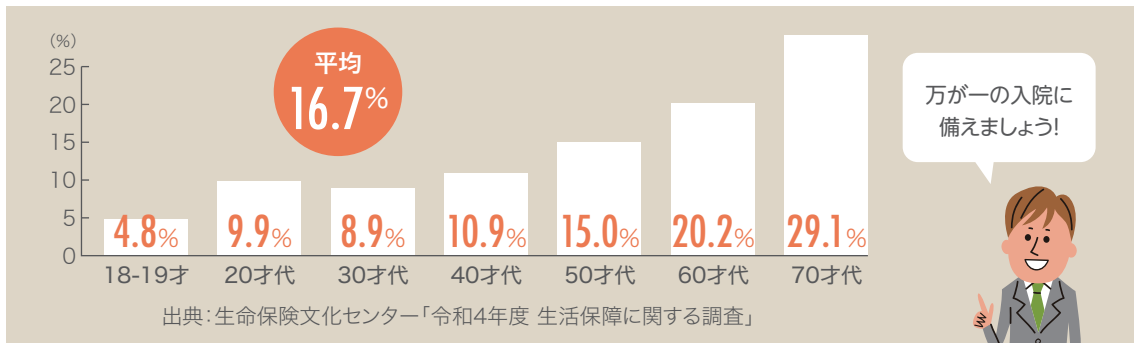
ご存知ですか？入院と治療費による高額医療費のリスク

約6人に1人が入院経験あり！

30才代でも約11人に1人、60才代には約5人に1人が、過去5年間に入院した経験があると答えています。



■過去5年間に入院した経験がある人の割合

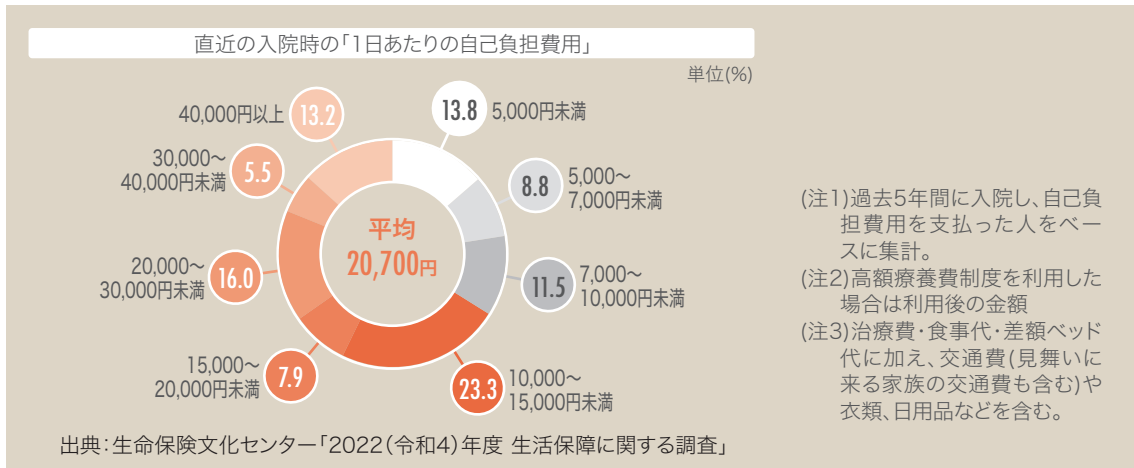


入院時の費用がどれくらいかかるかご存知ですか？

入院した場合にかかる費用に備えることで万が一の場合も安心です。



■入院時にかかる自己負担費用



事例

がんで30日入院し、入院中に手術を受けた場合

1Aコースに10口加入の場合

・疾病入院保険金1,000円×10×30=300,000円

・疾病手術保険金1,000円×10×20=200,000円

合計 500,000円



万が一の手術も安心です！



傷害保障コース(ケガの補償)



セット名		傷害保障コース
補償項目		1D※1
入院	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)
手術	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)
傷害死亡・後遺障害		100万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限		20口(被保険者が15才未満の場合は15口)

医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
ケガ死亡・後遺障害	
3A※1	
—	
—	
—	
500万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)	
4口	

※1 1D・3Aには、「天災危険補償特約」がセットされています。

■1口あたり月払保険料

年令	傷害保障コース
	1D
年令にかかわらず	一律 250円

医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
ケガ死亡・後遺障害	
3A	
一律 420円	

所得・本人介護補償(オプション特約)



補償項目	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	所得補償★	本人介護★
保険金額	3C※2,※3 月額10万円	3D※4 300万円
口数の制限	5口限度 ご加入直前12か月の所得の平均月間所得額の40%以内	1口

※2 3Cには、「天災危険補償特約(所得補償特約用)および精神障害補償特約(所得補償特約用)」がセットされています。

※3 3Cの免責期間は180日、てん補期間は1年間です。また、ルネサスグループにお勤めのご本人さまのみがご加入できます。

※4 3Dのプランチャイズ期間は180日です。本人介護(介護一時金支払特約)は、介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

■1口あたり月払保険料

年令	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	所得補償★	本人介護★
	3C	3D
0~4才	—円	20円
5~9才	—円	20円
10~14才	—円	20円
15~19才	90円	20円
20~24才	180円	20円
25~29才	230円	20円
30~34才	310円	20円
35~39才	430円	20円
40~44才	580円	20円
45~49才	740円	40円
50~54才	890円	100円
55~59才	970円	230円
60~64才	1,050円	520円
65~69才	1,270円	1,220円
70~74才 (継続加入のみ)	2,090円	2,750円
75~79才 (継続加入のみ)	3,140円	6,080円

※上記のご年令は2024年1月1日現在の満年令となります。

★印のコース・オプションに新規加入、増額の場合は告知が必要です。
詳細はP13「5. 健康に関する告知が必要な方」を参照ください。

<団体割引等>

- ・病気部分:37% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)
- ・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。

交通傷害保障コース (交通事故によるケガの補償)



セット名		交通傷害保障コース
補償項目		1E※5
入院	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)
手術	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)
傷害死亡・後遺障害		100万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限		20口(被保険者が15才未満の場合は15口)

※5 1Eには、「交通事故危険のみ補償特約」がセットされています。

■ 1口あたり月払保険料

年令	交通傷害保障コース
	1E
年令にかかわらず	一律 80円

<団体割引等>

・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。



お支払い事例

傷害保障の事例

長期の通院治療にも安心です!

スポーツ中に足を骨折し、20日間通院したケース

1Dコースに10口加入の場合

・傷害通院保険金 $500円 \times 10口 \times 20日 = 100,000円$

合計 **100,000円**



交通傷害保障の事例

身近なケガにも安心の補償です!

駅構内の階段で転び、背中を打撲。7日間通院したケース

1Eコースに10口加入の場合

・傷害通院保険金 $500円 \times 10口 \times 7日 = 35,000円$

合計 **35,000円**



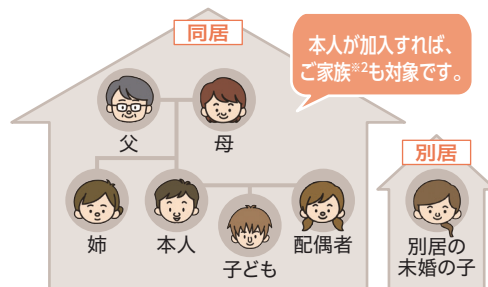
日常生活賠償・弁護士費用補償(オプション特約)



補償項目	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	日常生活賠償 ^{※1}	弁護士費用 ^{※1}
	3B	3E
保険金額	1億円	弁護士費用等 300万円 法律相談費用 10万円
口数の制限	1口	1口

※1 日常生活賠償は国内外補償(一部の補償は国内のみ)、弁護士費用は国内のみの補償となります。

日常生活賠償特約は、被保険者欄に記入いただいた方とそのご家族^{※2}が補償の対象となります。



※2 ご家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族・別居の未婚の子をいいます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。同居であれば、上記のイラスト以外のご家族の方も補償の対象となる場合があります。

■月払保険料

年令	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	日常生活賠償	弁護士費用
	3B	3E
年令にかかわらず	一律 90円	一律 190円



弁護士に相談できる事故の事例

自転車事故のトラブル

自転車とぶつかり後遺障害を負ったが相手の提示額に納得できず弁護士に仲裁を依頼した。



自動車のトラブル

後ろから追突されたが相手が自分の非を認めず、賠償してくれない。



校内で起きたトラブル

校内で走ってきた相手とぶつかり大ケガ。相手の親との交渉について弁護士に相談した。



がん・三大疾病(オプション特約)

新規でのご加入はできません



補償項目	医療保障コース(1A・1B)にご加入で3Y・3Zに既にご加入の方向けオプション	
	がん診断保険金	三大疾病診断保険金
	3Y	3Z
保険金額	100万円	100万円
口数の制限	1口	1口

■月払保険料

年令	がん診断保険金		三大疾病診断保険金		
	3Y		3Z		
0~4才	40~44才	20円	420円	50円	640円
5~9才	45~49才	20円	630円	50円	950円
10~14才	50~54才	20円	780円	50円	1,160円
15~19才	55~59才	20円	1,250円	50円	1,850円
20~24才	60~64才	30円	2,410円	60円	3,530円
25~29才	65~69才	90円	3,240円	160円	4,700円
30~34才	70~74才	170円	4,150円	280円	6,010円
35~39才	75~79才	280円	4,320円	430円	6,250円

※上記のご年令は2024年1月1日現在の満年令となります。

<団体割引等>

- ・病气部分:37% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)
- ・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。



ゴルファー向け保険

●ご家族内で補償を希望される方それぞれがお申込みください。
ご加入いただける方の範囲はP15をご確認ください。

セット名 補償内容	1J	1K	1L	2J	2K	2L
ゴルファー賠償責任保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ホールインワン・ アルバトロス費用保険金額	100万円	60万円	30万円	100万円	60万円	30万円
ゴルフ用品保険金額	60万円	40万円	20万円	60万円	40万円	20万円
傷害死亡・ 後遺障害保険金額	-	-	-	1,000万円	600万円	300万円
傷害入院保険金日額	-	-	-	15,000円	9,000円	4,500円
傷害手術保険金	-	-	-	入院中手術 10倍 入院中以外の手術 5倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)		
傷害通院保険金日額	-	-	-	10,000円	6,000円	3,000円

(※1) 免責金額はありません。

(※2) 原則としてセルフプレー中に達成された「ホールインワン・アルバトロス」はお支払いの対象となりませんのでご注意ください。詳細はP28をご確認ください。ホールインワン・アルバトロスは国内のみの補償となります。

■月払保険料

セット名	1J	1K	1L	2J	2K	2L
保険料	980円	610円	320円	1,170円	730円	380円

<団体割引等>

・傷害部分：43.3%(団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。

携行品保険(動産総合保険)

●ご家族内で補償を希望される方それぞれがお申込みください。
ご加入いただける方の範囲はP15をご確認ください。



セット	M
保険金額	携行品損害(免責金額 3千円) 30万円

※損害保険金算出時の損害の額は、1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、損害の額を10万円とみなします。

通貨、小切手、乗車券等^(注)については1事故につき、損害の額の合計が5万円を超える場合は、損害の額を5万円とみなします。

(注) 乗車券等

鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券およびプリペイドカードは含みません。

※時価額でのお支払い。

国外において生じた損害についても補償の対象となります。

■月払保険料

セット	M
保険料	220円

<団体割引>

携行品保険部分：団体割引15%

新規加入・加入内容変更の手順

1

加入内容・加入状況の確認

現在、ご加入されていますか？

YES

被保険者申込区分欄に
「現在のご加入内容」の印字があります

現在のご加入
内容を…

- ① 変更しない
- ② 変更する

加入申込票の
提出は不要です。

NO

被保険者申込区分欄に
「おすすめプラン」の印字があります
※おすすめプランは現在のご加入内容ではありません。

今回は
加入を…

- ① 検討しない
- ② 検討する

加入申込票の
提出は不要です。

2

ご加入内容のご選択

I 基本保障の選択

- (1A) 医療保障(病気・ケガ入通院)★
- (1B) 医療保障(病気・ケガ入院)★
- (1D) 傷害保障(ケガ死亡・後遺障害、ケガ入通院)
- (1E) 交通傷害保障(ケガ死亡・後遺障害、ケガ入通院)

II オプションの選択

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1A) (1B)を選んだ方 | (1D)を選んだ方 |
| ● (2A) 成人病入通院★ | ● (3A) ケガ死亡・後遺障害 |
| ● (2B) 成人病入院★ | ● (3B) 日常生活賠償 |
| ● (2C) 先進医療★ | ● (3C) 所得補償★ |
| ● (3A) ケガ死亡・後遺障害 | ● (3D) 本人介護★ |
| ● (3B) 日常生活賠償 | ● (3E) 弁護士費用 |
| ● (3C) 所得補償★ | |
| ● (3D) 本人介護★ | (1E)のみを選んだ方 |
| ● (3E) 弁護士費用 | ● オプションはありません |

III その他の保障の選択

下記は上記Iの付帯に関わらず加入できるので必要に応じて加入ください。

- ゴルファー向け保険(1J)～(2L)
- 携行品保険(動産総合保険)(M)

左記で★印のコース・オプションに新規加入・増額の場合、告知(質問①～④)が必要です。

質問①

現在、病気やケガにより医師による治療・投薬・経過観察中ではありません。

質問②

告知日より2年以内に、継続して10日以上病気で入院したことはありません。(妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます。)

質問③

現在、妊娠中ではありません。
満16才以上の女性のみお答えください。
※所得補償(3C)にご加入の場合回答は不要です。
※詳細は加入申込票裏面をご確認ください。

質問④

前各項と事実が相違していた場合には、保険契約が解除となったり諸保険金の支払いが受けられない場合があることを承諾します。

質問①～④にひとつでも【いいえ】がある場合は加入できません。

3

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書のご記入

P12団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書へのご記入例を参照のうえ、ご記入・ご提出ください(提出先はP39を参照)。

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書へのご記入例

STEP 1

- 1 加入申込される日をご記入ください。
- 2 従業員番号に誤りがないかご確認ください。修正が必要な場合は手書きでご記入ください。
- 3 申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容・告知内容をご確認のうえ、申込人ご自身でご署名ください。

STEP 2

- 4 加入者申込区分に○を付けてください。
- 5 補償の対象となる方の氏名をカタカナで記入し、生年月日、年齢、性別をご記入ください。(年齢は2024年1月1日時点の満年齢をご記入ください。)
- 6 申込人との続柄を選び○を付けてください。
- 7 加入申込票(裏面)の職種コード一覧を参考に職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。
- 8 被保険者申込区分に○を付けてください。
- 9 告知が必要となるお申込みの種類

医療保障コース(病気・ケガ(1A・1B))、成人病(2A・2B)、先進医療(2C)、所得補償(3C)、本人介護(3D)に、
 (1) 新たにご加入される方。
 (2) ご加入内容を増額される方。

加入申込票(裏面)の健康状況告知書質問事項をご確認のうえ、該当の被保険者の方の告知確認欄にチェックをお願いします。

- 10 印字内容を変更するときは変更箇所のみではなく、「現在の加入内容」「おすすめプラン」の印字内容を二重線で消去し、加入されるコース・オプションの全内容を「フリープラン」欄に全て漏れなくご記入ください。印字されていない被保険者が新規に加入される場合は「フリープラン」に○を付けて、加入されるコース・オプション欄に希望口数を全て漏れなくご記入ください。口数制限がございますのでパンフレットをご確認ください。
- 11 被保険者ごとの保険料を必ずご記入ください。

STEP 3

- 12 他の保険契約等・保険金請求歴につき、全被保険者分につきご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。
- 13 合計保険料を必ずご記入ください。

該当する区分に○を付けてください。

インターネットによる手続きに必要なID・パスワードはこちらに印字します。

申込人署名欄(上記②)

保険料(上記⑫)

をお忘れなくご記入ください。

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
 (*) 保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。団体構成員である申込人が必ず被保険者に健康状況を確認のうえ、または被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。
 (注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4 「健康状況告知書質問事項」に一つでも「いいえ」となる項目がある場合

- 「健康状況告知書質問事項」に一つでも「いいえ」となる項目がある場合、ご加入のお引受はできません。

5 健康に関する告知が必要な方

- ・医療保障コース(病気・ケガ(1A・1B))、成人病(2A・2B)、先進医療(2C)、所得補償(3C)、本人介護(3D)に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)		回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)			
医療保障コース (病気・ケガ(1A・1B))、 成人病(2A・2B)、 先進医療(2C)、本人介護(3D)	所得補償 (3C)	質問1	質問2	質問3	質問4
○	○	○	○	○	○
○	×	○	○	○	○
×	○	○	○	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です			

- ・万一、この質問事項に対するご回答がなかったり、ご回答の内容が事実と相違しますと、保険金をお支払いすることができないことがありますので、ご注意ください。
- ・下記の質問事項には団体構成員である申込人が必ず被保険者に健康状況を確認のうえ、ご家族の分も含めて加入申込票の「健康状況告知書」欄にお答えください。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答の一つでも「いいえ」がある場合、ご加入のお引受はできません。
 質問①現在、病気やケガにより医師による治療・投薬・経過観察中ではありません。
 質問②告知日より2年以内に継続して10日以上病気や入院したことはありません。(妊娠・分娩に伴う異常、帝王切開を含みます)
 質問③現在、妊娠中ではありません。満16才以上の女性のみお答えください。
 質問④前各項と事実が相違していた場合には、保険契約が解除となったり諸保険金の支払いが受けられない場合があります。ご承諾を承知します。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●アレルギー性鼻炎*花粉症* ●アトピー性皮膚炎* ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ* ※ただし、「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するものは、告知いただく必要があります。
----------------------	---

現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ●かぜ*感冒*インフルエンザ* ※入院、手術のないものに限ります。 ●「疾病・症状一覧表」の疾病コードJ0、J1、J2またはK0に該当するケガ ●食中毒 ● 幽の疾患 ● 結膜炎 ● 正常分娩
---------------------------------	---

6 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知されなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

7 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
所得補償(MS&AD型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約(本人介護)	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。
- (*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます)によります。
- (*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

8 その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入となっている方は、改めて健康状況告知を行うこと（以下「再告知」といいます。）をご検討ください。
継続加入時に、再告知を行うことにより、新たな告知内容に合った条件で継続加入いただくことができます。
- 再告知にあたり、次の点にご注意ください。
○再告知時の健康状況によっては、継続加入できないことがあります。

- 再告知の結果、無条件での継続加入となった場合でも、保険金のお支払額は、「発病の時点が属する保険契約」と「保険金支払事由が生じた時点が属する保険契約」それぞれの保険契約の条件で算出した金額のうち、いずれか低い金額となる場合があります。
- 再告知は継続加入時のみの制度であり、保険期間の途中で行うことはできません。

■疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記載されている疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	疾病・症状
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動脈奇形（脳動脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、すけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息*、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核（腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎力リイス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病*、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死 ※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャーク・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、带状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）* ※上皮内新生物を含みます。
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害*1、ストレス関連障害*2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※1不安障害を含みます。 ※2パニック障害、適応障害を含みます。
妊娠・出産にかかわる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記<Q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの

ご加入にあたっての注意事項

- この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となる方はルネサスエレクトロニクス株式会社およびグループ会社の役員・従業員に限ります。

- この保険で被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹をいいます。）です。

- ご本人の加入有無にかかわらず、ご家族だけでもご加入いただけます。

- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。（ただし、区分E安心丸で既にご加入いただいている、同居の親族（孫、甥、姪等）の方は引続きご加入いただけます。新規のご加入はできません。）

●年令資格

コース・オプション	新規・追加加入	継続加入
医療保障 (1A, 1B, 2A, 2B, 2C, 3C, 3D)	満69才以下	満79才以下
医療保障 (3Y, 3Z)	不可	満79才以下
その他	年令制限はありません。※	年令制限はありません。※

※在職中の加入年令に制限はありませんが、退職後の継続加入においては年令制限があります。詳しくは「ご退職後のお取扱い」をご確認ください。

- この保険の保険期間は1年間（2024年1月1日午後4時から2025年1月1日午後4時まで）となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年のご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

■保険料払込方法

月払です。加入時点（毎月1日）の翌々月の給与から控除となります。

■中途加入・変更・脱退の取り扱い

- 中途加入…毎月1日付で中途加入が可能です。
- 補償変更・脱退…代理店・扱者までお問い合わせください。

- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼

（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。2023年1月1日始期契約における引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。なお、2024年1月1日以降の共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は個別にお問い合わせください。

引受保険会社		引受割合		
		医療保障 ^{*1}	傷害保障 ^{*2} 交通傷害保障等	ゴルフ保険 携行品保険
幹事保険会社	三井住友海上火災保険(株)	100%	44%	60%
非幹事保険会社	(株) 損害保険ジャパン	—	49%	35%
非幹事保険会社	東京海上日動火災保険(株)	—	7%	5%

※1 医療保障：1A、1B、2A、2B、2C、3Y、3Z

※2 傷害保障、交通傷害保障等：1D、1E、3A、3B、3C、3D、3E

<税法上の取扱い>（2023年7月現在）

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、傷害保障コース、交通傷害保障コース等の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

<ご退職後のお取扱い>

- ご退職時に、1年以上^(※)継続してこの保険に加入されていた本人・家族の方は退職後も引き続き加入することができます。（退職されてからの新規ご加入や被保険者の追加をすることはできません。また、所得補償(3C)、ゴルフ向け保険、携行品保険は退職後のご加入はできません。）

（※）過去に同制度を脱退している場合、その脱退以前の加入期間を含みません。

■年令資格

補償の追加・増額	満69才まで
継続加入	満79才まで

■保険料払込方法

- ・退職時…一括して当年度分の保険料をお支払いいただけます。
- ・翌年度以降…指定口座から年1回(2月)の引落しです。

■加入限度口数

医療保障コース (1A,1B,2A,2B)	10口まで
傷害保障コース (1D)	
交通傷害保障コース (1E)	
ケガ死亡・後遺障害オプション (3A)	2口まで

- 医療補償部分についてのみ一定の条件を満たした場合には、三井住友海上あいおい生命保険(株)の終身医療保険へお切替のうえ、ご加入いただくことが可能です。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

●団体総合生活補償保険共通

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

<団体総合生活補償保険 (MS & A D型) >

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<golfer向け保険(団体総合生活補償保険)>

- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●携行品保険（動産総合保険）

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合に保険契約者等を保護する仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。
- 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【団体保険制度】引受ガイドライン

ルネサスグループの団体保険制度の割引率は、被保険者数と損害率（支払保険金÷保険料）で決定されます。保険金のお支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなります。ルネサスグループの団体保険制度は、魅力ある福利厚生制度として永続的に維持、発展させていくために、引受ガイドラインを設けております。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上または過去2年間で事故4回以上	・加入者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	過去2年間で通院保険金お支払金額が、合計で「50万円」を超過した場合	・加入者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
D	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合 など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

※引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびそのグループ会社に提供することがあります。

団体疾病・傷害保険のご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「所得補償特約をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の40%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合



団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

補償内容 (保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注) 1Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額] (注1) 傷害死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等*を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ (テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ (1A、1B、1D、2C、3Aセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <交通傷害保障コースの場合>
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注) 1Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	[傷害死亡・後遺障害保険金額] × [約款所定の保険金支払割合 (4%～100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥 (えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <交通傷害保障コースの場合>
傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合 (以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注) 1Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	[傷害入院保険金日額] × [傷害入院の日数] (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間* (1,095日) が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数* (180日) に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約 ☆傷害手術保険金支払倍率変更特約セット	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間* (1,095日) 中に手術*を受けられた場合 (注) 1Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [20] ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × [10] (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ

傷害保険金

上記に追加される事由

上記から除外される事由

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS & AD型) 特約</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50px;">傷害保険金</p>	<p>保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注1) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 (注2) 1Eセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。</p>	<p>$\text{[傷害通院保険金日額]} \times \text{[傷害通院の日数]}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>(P18の傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。)</p>
<p>疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P24(☆)参照</p>	<p>保険期間の開始後（*）に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>$\text{[疾病入院保険金日額]} \times \text{[疾病入院の日数]}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*（1,095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害（*1）およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）（*2） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気（*2） ●妊娠または出産（「療養の給付」等（*3）の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。） ●原因がいかかなるときでも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気（*4）
<p>疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セト ☆特定精神障害補償特約セト</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P24(☆)参照</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50px;">疾病保険金</p>	<p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{[疾病入院保険金日額]} \times \text{[20]}$ ② ①以外の手術の場合 $\text{[疾病入院保険金日額]} \times \text{[10]}$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p>	<p>など (注) 保険期間の開始時（*5）より前に発病*した病気（*4）については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日（*6）からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>
<p>疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セト</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">P24(☆)参照</p>	<p>① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*（1,095日）中に放射線治療*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後（*）に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{[疾病入院保険金日額]} \times \text{[20]}$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト P24(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1,095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日まで、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(P19の疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セト オプション	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療（*1）を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*（*2）を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*（*2）を発病した時が、そのケガまたは病気*によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1) 「先進医療」とは、治療を受けた日現在において厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) 先進医療の原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア 先進医療に要する費用* イ 先進医療を受けるための病院等との間の交通費（転院、退院のための交通費を含みます。） ウ 先進医療を受けるための宿泊費（1泊につき1万円限度） (*1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の（注）を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時（*5）より前に被ったケガまたは発病*した病気*（*4）については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時が、そのケガまたは病気*による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約</p>	<p>①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等（*1）を運行不能（*2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア、本人の居住の用に供される住宅（*3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （*1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 （*2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （*3）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*（0円） （注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあり、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等*の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p>など</p>
<p>弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約</p>	<p>①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害（*1）を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害（*1）を被った被保険者が、法律相談*を行った場合（*2） （*1）「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊（*3）または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 （*2）被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 （*3）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等*の額（*1） 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用*の額（*2） （*1）1事故（*3）につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 （*2）1事故（*3）につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 （*3）1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 （注1）保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者*から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあり、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ● 被保険者相互間の事故によって発生した被害 ● 自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中の事故によって発生した被害 ● 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ● 住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ● 専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ● 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。（環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。） ● 住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ● 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ● 診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ● 妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ● 石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ● 外因性内分泌かく乱化学物質（医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど）の有害な特性によって発生した被害 ● 電磁波障害による事故 ● 日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談*を行うことによる損害 ● 戦争、その他の変乱*、暴動によって発生した被害（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ● 公権力の行使（住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等）によって発生した被害 ● 被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 <p>など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>所得補償保険金 ★所得補償 (MS & AD型) 特約 ☆精神障害補償特約 (所得補償特約用) セット ☆天災危険補償特約 (所得補償特約用) セット ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (所得補償特約用) セット</p>	<p>保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間* (180日) を超えて継続した場合 (注1) 【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気*を発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時または病気を発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発生した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (*) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>所得補償保険金額 × 就業不能期間*の月数 + 所得補償保険金額 × 就業不能期間*のうち1か月に満たない期間の日数 / 30 (注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約 (異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ● 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 (ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気 (テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ● 原因がいかなくとも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象外とする病気 (*1) などによる就業不能* ● 精神障害 (*2) を被り、これを原因として発生した就業不能 ● 妊娠または出産による就業不能 ● 骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (所得補償特約用) をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 <p>(注) ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時 (*3) より前に発生した病気 (*1) または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発生した時またはケガの原因となった事故発生時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」によります。ただし、精神障害補償特約 (所得補償特約用) がセットされているため、分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものはお支払い対象となります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、知的障害 など (*3) 就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
<p>介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用) セット</p>	<p>保険期間中に、被保険者 (*2) が要介護状態 (要介護2以上の状態) *となり、180日を超えて継続した場合 (*) この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>介護一時金額の全額 (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態 (ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態 (ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態 (テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくとも、頸 (けい) 部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 (その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。) による要介護状態 <p>(注) 保険期間の開始時 (*1) より前に要介護状態の原因となった事由 (*2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 (*2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p>	<p>医師※によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)※に罹患したことが診断され、治療※を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限ります)</p> <p>(注1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p> <p>(注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)※を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん(悪性新生物)※を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん(悪性新生物)※を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*) がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>	<p>がん診断保険金額の全額</p> <p>(注1) 保険期間中1回に限りです。</p> <p>(注2) 被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん診断時が、この保険契約の始期日(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) <p>など</p> <p>(*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>								
<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p>	<p>医師※によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます)に罹患、発病※したことが診断され、治療※を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院※された)に限ります)</p> <table border="1" data-bbox="347 1077 724 1406"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)※(1)により診断された場合に限ります。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。</p> <p>(注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※2) がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)※(1)により診断された場合に限ります。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>(注1) 保険期間中1回に限りです。</p> <p>(注2) 被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん(悪性新生物)※、急性心筋梗塞または脳卒中を発病※した時が、この保険契約の始期日(*)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) <p>など</p> <p>(*) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)※(1)により診断された場合に限ります。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

オプション

団体疾病・傷害保険 保険金をお支払いする場合の補足事項

(☆) 疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^{(*)1}の原因となった病気^{(*)2}を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^{(*)2}を発病した時が、その病気による入院^{(*)1}を開始された日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*)1 疾病入院保険金のお支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)2 疾病入院^{(*)1}の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

補償対象外となる運動等

山岳登山 ^{(*)1} 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^{(*)2} 操縦 ^{(*)3} 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^{(*)4} 搭乗、ジャイロプレーン搭乗	その他これらに類する危険な運動
(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	

補償対象外となる職業

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
--	-------------------------

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（1A、1B、1D、2C、3Aセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 同様の取扱いとなる保険金 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進医療費用保険金
成人病のみ補償特約（2A、2Bセット）	特約記載の成人病（がん（悪性新生物）*、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気*をいいます。）の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。
保険金の請求に関する特約（2A、2Bセット）	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
精神障害補償特約（所得補償特約用）（3Cセット）	所定の範囲 ^(*) の精神障害を被り、これを原因として発生した就業不能*についても保険金をお支払いします。 （*）支払対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF04からF09、F20からF51、F53からF54、F59からF63、F68からF69およびF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度版）準拠」によります。 〈お支払対象となる精神障害の例〉 統合失調症、躁病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害 など
天災危険補償特約（所得補償特約用）（3Cセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*による就業不能*の場合も、所得補償保険金をお支払いします。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約（1A・1B・2A・2Bセット）	疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金について、入院*中に受けた手術*および放射線治療*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20に変更します。入院中以外に受けた手術の場合のお支払額は、[疾病入院保険金日額] × 10です。
傷害手術保険金支払倍率変更特約（1A・1B・1D・1Eセット）	傷害手術保険金をお支払いする倍率を次のとおり変更します。 ①入院*中に受けた手術*の場合 [傷害入院保険金日額] × 20 ②①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額] × 10

成人病の範囲

医療保障コースの成人病オプション（成人病のみ補償特約）の対象となる成人病の範囲は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、下記の分類コードに規定されたもの^(注1)とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
1. がん(悪性新生物)(注2)	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	消化器の悪性新生物	C15～C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	上皮内新生物	D00～D09
	真正赤血球増加症(多血症)	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性(出血性)血小板血症	D47.1 D47.3
	2. 糖尿病	インスリン依存性糖尿病(IDDM)
インスリン非依存性糖尿病(NIDDM)		E11
栄養障害に関連する糖尿病		E12
その他の明示された糖尿病		E13
詳細不明の糖尿病		E14
3. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	虚血性心疾患	I20～I25
	肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	その他の型の心疾患	I30～I52
4. 高血圧性疾患	本態性(原発性(一次性))高血圧(症)	I10
	高血圧性心疾患	I11
	高血圧性腎疾患	I12
	高血圧性心腎疾患	I13
	二次性(続発性)高血圧(症)	I15
5. 脳血管疾患	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	その他の非外傷性頭蓋内出血	I62
	脳梗塞	I63
	脳卒中、脳出血または脳梗塞と明示されないもの	I64
	脳実質外動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I65
	脳動脈の閉塞および狭窄、脳梗塞に至らなかったもの	I66
	その他の脳血管疾患	I67
	他に分類される疾患における脳血管障害	I68
	脳血管疾患の続発・後遺症	I69

(注1) 下記の分類コードに規定されたものには、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。

(注2) がん(悪性新生物)とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているもの^(注3)をいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード			
／2……	上皮内癌	上皮内	非浸潤性 非侵襲性
／3……	悪性、原発部位		
／6……	悪性、転移部位	悪性、続発部位	
／9……	悪性、原発部位又は転移部位	の別不詳	

(注3) 悪性または上皮内癌と明示されているものには、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行され場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、その新生物を含みます。



ゴルファー向け保険(団体総合生活補償保険)

補償内容(保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合)

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルファー賠償責任保険金 ★ゴルファー賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(※)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※) 本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限りません。)を被保険者とします。	$[被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額] + [判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金] - [被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額] - [免責金額※(0円)]$ (注1) 1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	$[傷害死亡・後遺障害保険金額の全額]$ (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ など
傷害後遺障害保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$[傷害死亡・後遺障害保険金額] \times [約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)]$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など
傷害入院保険金 ★ゴルファー傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$[傷害入院保険金日額] \times [傷害入院の日数]$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 原因がいかなくなるまで、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

※印を付した用語については、P30～P33の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害手術保険金 ★ゴルフア－傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（180日）中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ①入院※中に受けた手術の場合 $\text{[傷害入院保険金日額]} \times \text{[10]}$ ②①以外の手術の場合 $\text{[傷害入院保険金日額]} \times \text{[5]}$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(P26の傷害死亡保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ)
傷害通院保険金 ★ゴルフア－傷害補償特約 [2J、2K、2Lのみ]	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとしします。	$\text{[傷害通院保険金日額]} \times \text{[傷害通院の日数]}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (※)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額（被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。）をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害（ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	<p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルパトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</p> </div> <p>(注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料*によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書*（*2）により証明できるものに限ります。</p> <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です。） (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用 (*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 (*2) またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルパトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。）</p> <p>(*1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。 (注2) ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4) 保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルパトロス*</p> <p>●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為は対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

携行品保険（動産総合保険）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
損害保険金	<p>保険の対象である動産について、火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に保険金をお支払いします。</p> <p>(注) 別途定める免責事由に該当する事故を除きます。（「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。）</p>	<p>損害保険金＝損害の額（時価額）－免責金額 ただし、1事故および保険期間通算で保険金額が限度となります。 1個、1組または1対について損害の額が10万円を超える場合は、損害の額を10万円とみなします。 通貨、小切手、乗車券等（注）については1事故につき、損害の額の合計が5万円を超える場合は、損害の額を5万円とみなします。 (注) 乗車券等 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券およびプリペイドカードは含みません。</p>
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金を支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。	実費（損害保険金の10%が限度）をお支払いします。
修理付帯費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用（注）をお支払いします。 (注) 代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。	損害保険金とあわせて保険金額を限度にお支払いします。
権利保全行使費用	引受保険会社が取得する権利（注）の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注) 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。	実費をお支払いします。

● 保険の対象の範囲

被保険者の居住の用に供される住宅（敷地を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限りします。

● 次に掲げる物につきましては、保険の対象に含まれませんのでご注意ください。

1. 手形、株券、債券その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー（決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。）その他これらに類する物
 2. 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
 3. 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物
 4. 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車^(注1)、原動機付自転車^(注2)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 5. 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジコン・無人機その他これらに類する物およびこれらの付属品
 6. 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
 7. 動物および植物等の生物
- (注1)道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。
(注2)道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ・ 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・ 上記以外の方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方（その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。
- ・ 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険の対象を保管する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災、雹（ひょう）災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。
- ・ 直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた損害
- ・ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に伴って生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害
- ・ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・ 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、取用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金をお支払いします。
- ・ 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。
- ・ 直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- ・ 紛失または置き忘れによって生じた損害
- ・ 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（焦損を除きます。）または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・ 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・ 詐欺または横領によって生じた損害
- ・ 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹（ひょう）災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾（じょう）、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。
- ・ 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、火災、落雷、爆発・破裂、盗難（強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。）もしくは輸送中の事故により生じた場合または給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。）に生じた事故に伴う漏水、放水もしくは溢（いっ）水（水が溢れることを含みます。）による場合には保険金を支払います。
- ・ 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- ・ 検品または梱卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。
- ・ 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって保険の対象に生じた損害
- ・ 格落ち（保険の対象の価値の低下をいいます。）によって生じた損害
- ・ 自力救済行為等によって生じた損害
- ・ 1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみが生じた損害
- ・ 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- ・ 保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみが生じた損害。
- ・ 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷等または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に限りお支払いします。
- ・ 保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害
- ・ 保険の対象が宝石・貴金属である場合には、営業時間外において金庫外に保管中の保険の対象に生じた盗難による損害
- ・ 修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用
- ・ 保険の対象が登録等（道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長（東京都特別区は都知事とします。）交付の標識をいいます。）を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害
- ・ 保険の対象が自動販売機等（精算機、両替機等現金受入機器を含みます。以下同様とします。）またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害

① 保険の対象が自動販売機等の場合

- ア. すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ その他外観の損傷または汚損であって自動販売機等の機能に支障をきたさない損害
- イ. 真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ウ. 貨紙幣づまり等の故障

② 保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合

- ア. 自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害
- イ. 梱卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足が「一タカカウンター等の記録により証明された場合」を除きます。
- ウ. 勘定間違いによって生じた損害および偽造貨幣紙幣によって生じた損害
- ・ 保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害（ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます）

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約を必ずご確認ください。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

ア行 アルバトロス	ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。				
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。				
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。				
医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>特約名称</td> <td>特約固有の「医師」の範囲</td> </tr> <tr> <td>介護一時金 支払特約</td> <td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td> </tr> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	介護一時金 支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲				
介護一時金 支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師				
1回の 疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。				
カ行 がん (悪性新生物)	上皮内新生物を含みます。				
ギプス等	ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。				
競技等	競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 <table border="1"> <tr> <td>試運転に訓練を含む特約(ただし自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)</td> </tr> <tr> <td>・交通事故危険のみ補償特約</td> </tr> </table>	試運転に訓練を含む特約(ただし自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)	・交通事故危険のみ補償特約		
試運転に訓練を含む特約(ただし自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)					
・交通事故危険のみ補償特約					
行政書士が行う相談	行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。				
頸(けい)部 症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。				

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
ケガを被った 所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りです。 ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
後遺障害	治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
交通事故	次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等(*) ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*) ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。) ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。) ⑥交通乗用具の火災 (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。		
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。		
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。		
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。		
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設（ゴルフ練習場を含みます。）をいいます。 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。		
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。		
サ行 再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。		
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の時価額であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。		
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。		
支払限度日数	支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいいます。 <table border="1" data-bbox="383 1500 758 1646"> <tr> <th>適用される保険金の名称</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金 </td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
適用される保険金の名称			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金 			
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 <table border="1" data-bbox="383 1747 758 1892"> <tr> <th>適用される保険金の名称</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金 </td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金
適用される保険金の名称			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害入院保険金 ・ 傷害通院保険金 ・ 疾病入院保険金 ・ 疾病通院保険金 			
司法書士が行う相談	司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。		

就業不能	ケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気の治療を受けた後は就業不能とはいいません。
就業不能期間	てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療*に該当する診療行為（*2） (*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*2) ②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所得補償保険金の免責期間	就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。	弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用 [※] を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬 ^(※1) 、司法書士報酬 ^(※1) または行政書士報酬 ^(※2) ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (※1) 弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (※2) 書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
タ行 治療	医師 [※] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。	放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療 [※] に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療 [※] を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。	法律相談	次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為 ^(※) 、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ①弁護士が行う法律相談 [※] ②司法書士が行う相談 [※] ③行政書士が行う相談 [※] (※) 審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。	法律相談費用	法律相談 [※] の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
てん補期間	所得補償保険金の免責期間 [※] 終了日の翌日から起算する一定の期間をいいます。	ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン [※] またはアルバトロス [※] を達成したゴルフ場 [※] に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。	マ行 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン [※] またはアルバトロス [※] を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
ナ行 入院	自宅等での治療 [※] が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師 [※] の管理下において治療に専念することをいいます。	目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
ハ行 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。		
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。		
発病	医師 [※] が診断 ^(※) した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (※) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。		
病気	被保険者が被ったケガ [※] 以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。		
平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間 [※] が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。 就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。		

※印の用語のご説明

(詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。)

ヤ行 要介護状態 (要介護2以上 の状態)	<p>次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態</p> <p>②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。</p> <p>③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態</p>
-----------------------------	--

個人情報の取扱いについて

- この保険契約はルネサスエレクトロニクス(株)を保険契約者(以下、契約者といいます。)、(株)日立保険サービス・NECファシリティーズ(株)を保険募集代理店(以下、代理店といいます。)、三菱電機保険サービス(株)を募集事務委託会社(以下、事務委託会社といいます。)とし、契約者・制度採用グループ会社(以下、制度採用会社といいます。)の所属員を加入対象とする保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたって、契約者・制度採用会社は、加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を取扱い、契約者がこの保険契約を締結した三井住友海上火災保険(株)(以下、引受保険会社といいます。)へ提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者・制度採用会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびそのグループ会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約、ゴルフアール賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約、ゴルフアール賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

※詳細については、代理店・扱者または引受保険会社にご確認ください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明【団体総合生活補償保険（MS&AD型）／ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）／携行品保険（動産総合保険）】

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満0才以上69才以下（継続の方は79才以下）の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
介護一時金支払特約	
本人介護	
先進医療費用保険金補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上69才以下（継続の方は79才以下）の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
所得補償（MS&AD型）特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子） (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
弁護士費用特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) の配偶者 (c) 同居の親族（本人 ^(*) またはその配偶者と同居の、本人 ^(*) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人 ^(*) またはその配偶者と別居の、本人 ^(*) またはその配偶者の未婚の子）

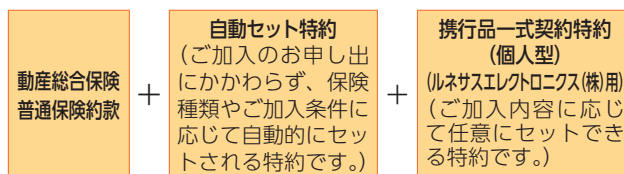
【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

この保険は、被保険者（補償の対象者）が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフ向け賠償責任保険特約	(a) 本人 ^(*) (b) 本人 ^(*) が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ向け傷害補償特約	本人 ^(*) のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	

- (*) 1) 加入申込書の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
(*) 2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

【携行品保険（動産総合保険）】



(2) 補償内容【共通】

保険金をお支払いする場合は本商品パンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

本商品パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

本商品パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3) セットできる主な特約およびその概要

【団体総合生活補償保険共通】

本商品パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

【携行品保険（動産総合保険）】

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。なお、ご案内しているセットでは、携行品一式契約特約（個人型）（ルネサスエレクトロニクス(株)用）があらかじめセットされています。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間【共通】

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、本商品パンフレットまたは加入申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

【共通】

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

【団体総合生活補償保険共通】

・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

【携行品保険（動産総合保険）】

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、本商品パンフレットをご参照ください。

2 保険料

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

【携行品保険（動産総合保険）】

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、本商品パンフレットP10または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について【共通】

保険料の払込方法は毎月の給与から引き去りになります。3月の給与引き去りで初回保険料を払い込み、以降複数の回数に分けて払い込む分割払いとなります。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金【共通】

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無【共通】

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明【団体総合生活補償保険（MS&AD型）／ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）／携行品保険（動産総合保険）】

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）【共通】

この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

【共通】

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

①他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限ります。）

③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限ります。）
（注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

・他の保険契約等（*）に関する情報

（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ向け保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【携行品保険（動産総合保険）】

ご加入後、次に掲げる事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ・住所または電話番号を変更する場合 等

（2）その他の注意事項

【団体総合生活補償保険共通】

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ向け保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

【団体総合生活補償保険共通】

■保険金受取人について

保険金受取人	傷 害 死 亡 保 険 金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*) 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

【ゴルファー向け保険(団体総合生活補償保険)】

- ゴルファー傷害補償特約 (以下、傷害補償特約といいます。)
の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約(*)の解約を求められます。この場合、保険契約者は傷害補償特約(*)を解約しなければなりません。
- ①傷害補償特約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約(*)の解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (*) 傷害補償特約
その被保険者に係る部分に限ります。

【団体総合生活補償保険共通】

- 複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- (注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
	団体総合生活補償保険 ゴルファー賠償責任保険特約	
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

3 補償の開始時期【共通】

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、本商品パンフレット記載の方法により払込みください。本商品パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

【共通】

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
本商品パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【団体総合生活補償保険共通】

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

【携行品保険 (動産総合保険)】

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い【共通】

- (1) 保険料は、本商品パンフレット記載の方法により払込みください。本商品パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

【団体総合生活補償保険共通】

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

【携行品保険 (動産総合保険)】

申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合^(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合^(注2)は、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

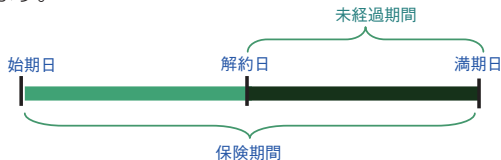
7 解約と解約返れい金【共通】

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(下図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い【共通】

本商品パンフレットP15～16をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて【共通】

本商品パンフレットP33をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

【団体総合生活補償保険 (MS & AD型)】

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約 (団体総合生活補償保険 (MS & AD型)) をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 日立保険サービス・NECファシリティーズ・三菱電機保険サービス
連絡先はP39をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

こちらからアクセスできます。

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、ケガをされたり、病気になられたり、
事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから



※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

・受付時間[平日 9:15～17:00
(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。

・IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

「申込票兼告知書」提出先・お問い合わせ先

株式会社日立保険サービス

事業所名	所在地	電話番号
首都圏営業一部	東京都台東区東上野 2-16-1 上野イーストタワー	03-6284-3440
東北営業所	宮城県仙台市青葉区一番町 4-1-25 JRE 東二番丁スクエア 7 階	022-266-6921
勝田支社	茨城県ひたちなか市勝田中央 14-8 ひたちなか商工会議所会館	029-274-2543
関越営業所	群馬県高崎市西横手町 111 ルネサスエレクトロニクス株式会社 内	027-352-9009

NEC ファシリティーズ株式会社

事業所名	所在地	電話番号
個人営業部	東京都港区芝 2-22-12 NEC 第二別館 6F	ナビダイヤル 0570-200666
九州支社 保険部 (福岡)	福岡県福岡市中央区天神 1-10-20 天神ビジネスセンター 18 階	092-400-0394
九州支社 保険部 (熊本)	熊本県熊本市中央区南熊本 1-9-25 MRR くまもと 2F	096-285-9885

三菱電機保険サービス株式会社

事業所名	所在地	電話番号
首都圏第二課	東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号 (国際ビル 8 階)	03-5219-5511
西条出張所	愛媛県西条市ひうち 8 番 6 号 (ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株) ひうち寮 2 階)	0897-52-1814

2023 年 7 月時点